健危管第９２１号
令和８年（２０２６年）１０月２８日

熊本県訪問看護ステーション連絡協議会　会長　様

熊本県健康福祉部健康危機管理課長

個人防護具（国備蓄物資）の無償配布に係る希望調査の周知について
（依頼）

日頃より、本県の公衆衛生施策に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国が備蓄している個人防護具の無償配布が実施される旨、厚生労働省から通知がありました。

つきましては、当該希望調査について、貴会所属会員に対し、別添の事務連絡により周知いただきますようお願い申し上げます。

熊本県健康福祉部健康危機管理課
危機対処・企画班
担当：田上
電話：096-333-2239
E-Mail：kenkoukiki@pref.kumamoto.lg.jp

事　務　連　絡
令和８年（２０２６年）１０月２８日

各関係機関・施設・団体等の長　様

熊本県健康福祉部健康危機管理課長

個人防護具（国備蓄物資）の無償配布に係る希望調査について（通知）

日頃より、本県の公衆衛生施策に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国が備蓄している個人防護具の無償配布が実施される旨、厚生労働省から通知がありました。

つきましては、配布を希望される機関・施設・団体等（以下「配布対象施設」という。）におかれましては、下記の事項について御了知の上、**令和８年１１月１６日(月)までに**、熊本県電子申請システムから回答いただきますようお願いします。

記

１　配布される個人防護具

（１）医療用（サージカル）マスク：500 枚単位（上限 50,000 枚）
（２）N95 マスク：100 枚単位（上限 5,000 枚）
（３）アイソレーションガウン：100 枚単位（上限 2,000 枚）
※不織布製及びプラスチック製
（４）フェイスシールド：100 枚単位（上限 5,000 枚）

２　配布対象施設

（１）協定締結医療機関（感染症法第第３６条の３に基づく医療措置協定を締結している医療機関）
（２）上記以外の医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所）、高齢者施設等、障がい者施設等、医療関係団体等
（３）自治体

３　回答方法・期限

以下の熊本県電子申請システム（LoGo フォーム）の URL 又は２次元バーコードから、令和８年１１月１６日（月）までに回答してください。

【回答フォーム】https://logoform.jp/form/x4b6/1866979

4　留意事項等

主な留意事項等は以下のとおりです。このほか、必ず別添「個人防護具の配布に関するQ&A」等を事前に御確認の上、回答いただきますようお願いします。

【厚生労働省HP】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kojinbougogu/haifu/index.html

（1）全国の希望数量が配布可能数量を上回った場合の取扱い

・以下の優先順位ごとに、国において配布対象及び配布数量が調整され、希望状況によっては、抽選等が行われます。
　①協定締結医療機関
　②協定締結医療機関以外の医療機関、その他の施設・団体等
　③自治体
・このため、配布数量が希望を下回る場合や、配布対象とならない可能性があります。

（2）個人防護具のメーカー指定及び使用期限

・各個人防護具のメーカーは指定できません。
・いずれの製品も、使用推奨期限は令和９年度中となります。
・なお、上記厚生労働省HPに配送予定の個人防護具（あくまでも製品の一例）が掲載されていますので、御参照ください。

（3）同意事項

・今回配布希望の回答をされた場合、国においては、以下の点について同意されたものとして取り扱われます。

①使用用途
　配布された個人防護具については、希望した施設が自ら使用すること。

②転売禁止のための実効性の担保
　転売をする（した）ことが発覚した場合、当該施設については、緊急配布を含めて、今後原則として国からの配布対象とならないこと。

③配布数量等の国HP上での公開
　配布の可否にかかわらず、配布対象施設の施設名、住所、また当該施設への配布数量は厚生労働省のHP上で公開されること。

④キャンセル・数量変更等
　回答期限後のキャンセル、数量変更等は、原則として受け付けられないこと。

（４）配送開始時期等

・配布対象施設への配送開始時期等の詳細については、配布数量等の整理後、厚生労働省のHPに掲載される予定です。

・なお、希望状況等によっては、配送予定時期の変更が生じる場合がありますが、現時点では、令和９年２月頃を目途に順次配送を開始する見込みです。

・また、個人防護具の種類によって、配送開始時期が異なり、配送開始時期から完了時期までに半年程度の期間を要する可能性がありえることから、お手元に届くまでの時期が異なる可能性があります。

（５）その他

・回答期限後に閉院が決定した場合など、やむを得ない事情により配布希望を取り下げる場合や、破損・不備があった場合は、以下の厚生労働省の担当部署までお問い合せください。

【担当部署】

厚生労働省 医政局 医薬産業振興企画課 医療用物資等確保対策推進室

メールアドレス：ppe-haifu@mhlw.go.jp

・なお、回答期限前に回答内容を変更する必要が生じた場合等は、末尾問合せ先まで御連絡をお願いします。

（６）参考

熊本県HPにも本件に関する情報を掲載しておりますので、御参照ください。

https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/30/283106.html

【問合せ先】
熊本県 健康福祉部
健康危機管理課（危機対処・企画班）
電話：096-333-2239
E-Mail：kenkoukiki@pref.kumamoto.lg.jp

個人防護具の配布に関するQ&A

2026年10月20日時点版

問1.　配布を申請するにあたっての条件を教えてください。

○　配布された個人防護具については、希望した施設が自ら使用していただく必要があります。転売をする（した）ことが発覚した場合、当該施設については、今後原則として、中東情勢を受けて行った緊急配布のようなケースも含め、配布を行わないこととしておりますので、ご留意ください。

○　また、返品・交換は不可となりますので、各医療機関等の通常の使用量や、今後の必要量を勘案して、確実に受領ができる枚数を申告ください。

○　１施設あたりの各物資の希望上限数量及び申請単位は、以下のとおりとなりますので、ご参照の上、配布希望を行ってください。なお、十分な保管場所を確保できる場合には、希望上限数量を超える希望も可能です。

・医療用（サージカル）マスク：500枚単位（上限50,000枚）
・N95マスク：100枚単位（上限5,000枚）
・アイソレーションガウン：100枚単位（上限2,000枚）
・フェイスシールド：100枚単位（上限5,000枚）

問2.　系列の施設で使用することは可能ですか？

○　経営主体が同一である場合、他施設間で個人防護具を融通することは問題ありません。

問3.　配布希望は、先着順ですか？希望した結果の公表はありますか？

○　希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合には、配布対象施設の区分に応じて、優先順位を設定の上、配布対象及び配布数量を決定することとしています。なお、希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合には、抽選等を行う場合があります。

○　配布の可否にかかわらず、配布を希望いただいた施設の一覧については、厚生労働省のHPで公表する予定としていますので、適宜、ご参照ください。

（参考）
※公表予定URL
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/k

ojinbougogu/haifu/index.html

問4.　希望できる対象物資はどのようなものですか。

○　医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン（不織布製、プラスチック製）、フェイスシールドであり、厚生労働省において、当該製品に求める仕様を満たしたことを確認した製品となります。
　また、使用推奨期限については、令和９年度中使用推奨期限の製品となります。加えて、厚生労働省が契約する保管倉庫で適切に保管しています。

○　なお、製品のメーカー指定はできませんので、その点ご留意ください。
※アイソレーションガウンの「素材」の選択のみ可能です。

問5.　希望した物資はいつ頃届きますか。

○　配布対象施設への配送開始時期等の詳細については、配布数量等を整理した後、厚生労働省の HP に掲載する予定です。

○　なお、希望状況等によっては、配送予定時期の変更が生じる場合がありますが、現時点では、令和９年２月頃を目途に順次配送を開始する見込みです

○　また、個人防護具の種類によって、配送開始時期が異なり、配送開始時期から完了時期までに半年程度の期間を要する可能性がありえることから、手元に届くまでの時期が異なる可能性があります。

問6.　誤って多めに配布希望をしてしまいました。保管場所がないため、希望数量を変更することは可能でしょうか。あるいは、返却することは可能でしょうか。

○　原則として、キャンセル（返品や交換）は受け付けておりませんので、そのまま受け取りをお願いいたします。

問7.　希望した後に、閉院が決まってしまった場合、希望を取り下げることはできますか。

○　配送手続きを中止しますので、厚生労働省医政局医薬産業振興企画課医療用物資等確保対策推進室まで医療機関情報等をお知らせください。

○　また、住所変更の場合も、同様に、医療機関情報等をお知らせください。

【担当部署】
厚生労働省医政局医薬産業振興企画課医療用物資等確保対策推進室
メールアドレス：ppe-haifu@mhlw.go.jp

問8.　どこの配送業者から物資が届きますか。

○　厚生労働省から日本通運株式会社に委託しておりますので、当該事業者からの配送となります。

問9.　医療用（サージカル）マスクが届いたが、追加で配布いただくこと可能でしょうか。また、無償で受け取ることで差し支えないでしょうか。

○　追加の配布は予定しておりません。また、無償で受領いただくことで差し支えございません。

問10.　申請方法・申請様式・提出先について教えていただきたい。

○　配布に係る申請方法等は、お手数ですが、貴施設が所在する都道府県の担当部署にお問い合わせをお願いします。

問11.　配送先住所（配送先の指定可否）・申請単位（例：1枚からか、1箱からかなど）は、決まっておりますでしょうか。

○　住所は、配送先の住所の記載をお願いします。例えば、保管場所が事業所以外となる場合、県外の住所を記載いただくことは差し支えございません。

○　また、1施設あたりの各物資の希望上限数量及び申請単位は、以下のとおりとなりますので、ご参照の上、配布希望を行ってください。なお、十分な保管場所を確保できる場合には、希望上限数量を超える希望も可能です。
・医療用（サージカル）マスク：500枚単位（上限50,000枚）
・N95マスク：100枚単位（上限5,000枚）
・アイソレーションガウン：100枚単位（上限2,000枚）
・フェイスシールド：100枚単位（上限5,000枚）

問12.　配布対象となる個人防護具の使用期限を教えてください。

○　今回対象となる個人防護具は、使用推奨期限が令和９年度中期限となる製品となります。

問13.　破損・不備があった場合、返品交換することは可能でしょうか。

○　破損・不備がある製品が届いた場合については、お手数ですが、以下の担当部署まで問い合わせをお願いします。

【担当部署】

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課医療用物資等確保対策推進室

メールアドレス：ppe-haifu@mhlw.go.jp

問14.　申請すれば、希望通りに個人防護具が配布されますか。

○　各施設からの希望数量の総数が、配布可能数量を上回った場合等には、抽選等を行う場合がございますので、希望する個人防護具が全て配布されるというわけではございません。

以上